

高度警察情報通信基盤システム運用要領の一部改正について（通達）

令和6年11月19日付け秋本通第170号

この要領は、事件及び事故への即応、犯罪捜査、交通取締り、災害対応、警衛・警護警備その他の警察活動において、迅速かつ的確な情報の伝達及び情報共有の促進による警察力の総合的な強化を図ることを目的とし、高度警察情報通信基盤システムの効果的な運用を行うために必要な事項を定めている。